

小作料統制は昭和五十年九月三十日で、期限が切れ廃止になります。昭四十五年に農地法の一部改正が行われ、同年十月一日以降契約された賃貸借については貸手、借り手の自由な話し合いによって小作料の額を決められるようになります。ところが、昭和四十五年九月三十日以前までに契約されていた小作料についても、経過措置としてこの十年間は小作料統制が継続されることになります。

「小作料統制が廃止」

農業委員会



◎ 年末の役場窓口 (戸籍関係)

29日(月)30日(火)は、午前中業務を行います。

◎ 公民館の休館

公民館を12月29日～1月3日まで休館させていただきます。

・村民体育館で時計の忘れ物があります。
お心あたりの方は役場総務課へ

お知らせ

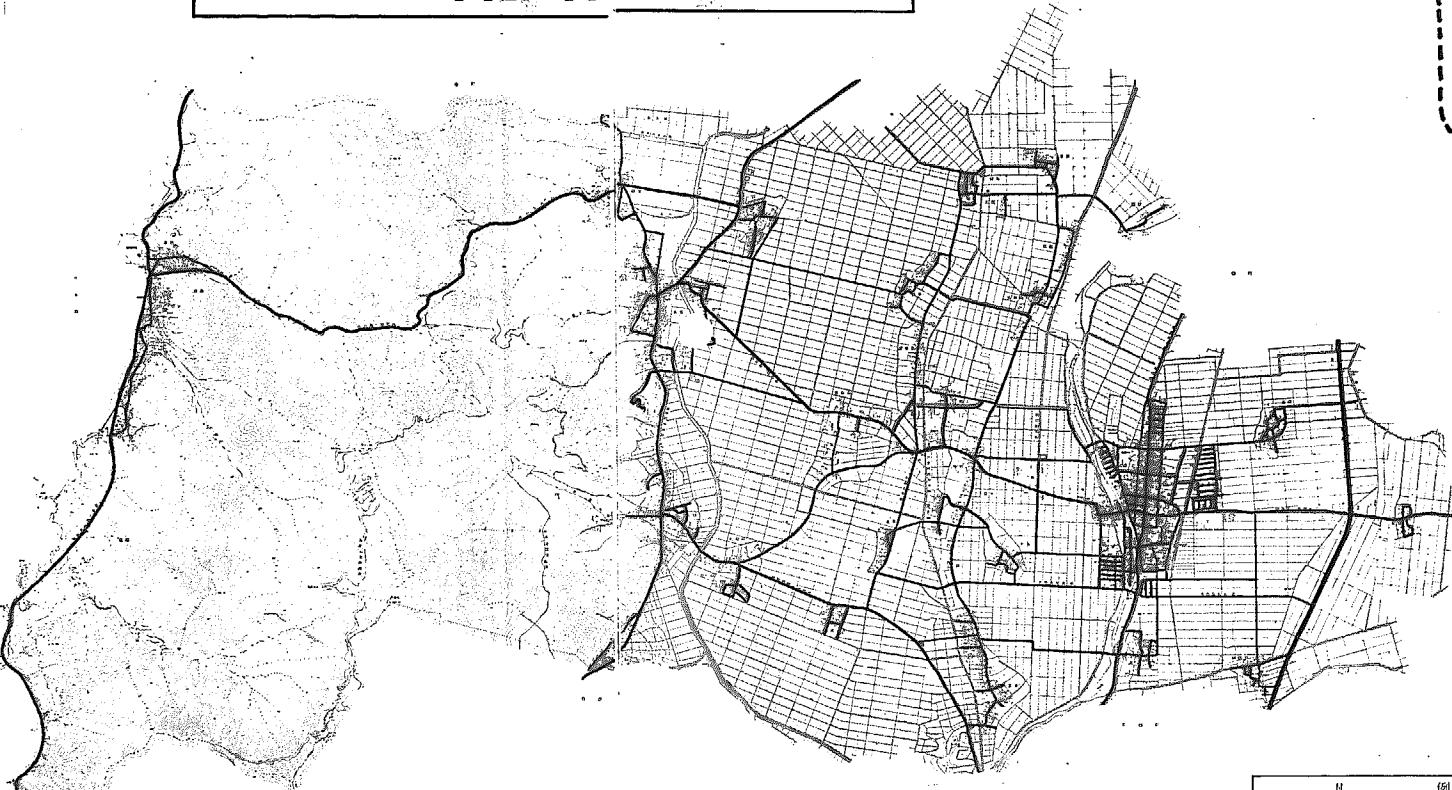
なつていましたが、その解除、解約をする場合は農地の利用関係は年を三十年間にあります。この日をもって小作料統制は法律上完全に失効したことになります。このことによると、当事者双方が解約することに合意が成立した

ことは単に賃貸借契約の一つであって、貸借権(耕作権)が消滅するところです。そこで今年の小作料の額についてですが、一般

賃借人双方の話し合いによつて決定してくださ

除雪の基準	
第1種(警戒豪雪除雪)	2車線幅員確保を原則として常時交通を確保する。 15路線 延長 21.1km
第2種(平常除雪)	2車線確保を原則とするが、状況によっては、1車線で待避所を設ける。 25路線 延長 18.1km
第3種(平常外除雪)	1車線幅員で必要な待避所を設ける。状況によっては、一時交通不能となることがある。 123路線 延長 26.0km

昭和55年度 岩室村除雪路線図



例
国道
県道
豪雪
平常
平常外

除排雪に協力し、 道路を広く安全に利用しよう。

★地域のみんなが協力して歩道や家のまわりの道路の除排雪に努めることも、冬の交通事故防止上大切なことです。



△冬期間の路上駐車は絶対にしない。
道路に一台でも車があるとそこから先の除雪ができるません。昼夜をとわず路上駐車はやめてください。
△除雪機械には近寄らないで
除雪機械に近寄ると大変危険です。特に子どもさんなどはめずらしさも手つだつてみたがるものです。絶対に近寄らせないようにおねがいします。
△そのほかのお願いです
除雪機械に近寄ると大変危険です。特に子どもさんなどはめずらしさも手つだつてみたがるものです。絶対に近寄らせないようにおねがいします。

△冬期間の路上駐車は絶対にしない。
道路に一台でも車があるとそこから先の除雪ができるません。昼夜をとわず路上駐車はやめてください。
△除雪機械には近寄らないで
除雪機械に近寄ると大変危険です。特に子どもさんなどはめずらしさも手つだつてみたがるものです。絶対に近寄らせないようにおねがいします。

これだけは守ってください